

学校管理下の負傷等で医療機関を受診したら…

すべての医療費の自己負担額（保険診療分3割）が合計1,500円以上であった場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）災害共済給付金の給付対象となるため、

**医療機関の窓口で、健康保険証のみを提示し、
自己負担額（保険診療分3割）をお支払いください。**

**◆ 子ども医療証やひとり親家庭等医療証、障害者医療証
は使用しないでください。**

- 学校管理下の負傷等であることを、医療機関に伝えてください。
- 学校を通じてセンターの災害共済給付の申請手続きを行ってください。
- センターの審査基準に該当すると、後日、センターから災害共済給付金が給付されます。

【自己負担額（保険診療分3割）の合計金額が1,500円未満の場合】

治療が完了するまでの調剤（薬代）分も含むすべての医療費の自己負担額（保険診療分3割）が合計1,500円未満であった場合は、センターの申請対象となりませんので、医療機関の窓口で、医療証と健康保険証を提示してください。

※詳しくは裏面のフローチャートをご確認ください。

>> お問い合わせ先 <<

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済給付制度について◆
●高松市教育委員会 保健体育課 保健体育係
電話 839-2657

◆医療証や医療費助成制度について◆
●子ども医療・ひとり親家庭等医療
高松市役所 こども家庭課 こども医療係
電話 839-2353
●障害者医療
高松市役所 障がい福祉課 医療係
電話 839-2333

学校管理下の負傷等で医療機関を受診した場合

治療が完了するまでの調剤(薬代)分も含むすべての医療費の自己負担額(保険診療分3割)の合計金額が…



1,500円以上

センターの災害共済給付制度への申請対象になる。



医療機関の窓口で、健康保険証を提示し、
医療費の自己負担額(保険診療分3割)を支払う。
※医療証(子ども医療証等)は使用しないでください。



学校を通じてセンター災害共済給付制度への申請手続きを行う。



センターの審査基準に該当した。



センターから災害共済給付金が給付される。



1,500円未満

センターの災害共済給付制度への申請対象にならない。



医療機関の窓口で、健康保険証と
医療証(子ども医療証等)を提示する。
※保険診療分3割は、自己負担なし。

- ・ 子ども医療証等を使用しなかったが、
センターの審査基準に該当しなかった。
- ・ 子ども医療証等を使用せず治療が完了したが、
医療費の自己負担額(保険診療分)が
1,500円未満だった。

などの場合は…

子ども医療・ひとり親家庭等医療はこども家庭課に、
障害者医療は障がい福祉課に、
保護者が申請すれば、
支払った医療費(保険診療分3割)が返還されます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ申請する 主なメリット

- ① 医療費の自己負担額(保険診療分3割)に1割分加算され、4割給付される。
- ② 医療費の支給は、負傷等の初診から最長10年間行われるため、高校を卒業したり、市外に転出したりして、子ども医療等助成対象外になった場合でも、治療が継続していればセンターに申請ができる(ただし、受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなる。)。